

『仮名手本忠臣蔵』の作中時間設定について

神津武男

はじめに

『仮名手本忠臣蔵』は、史実の「赤穂事件」^①を脚色した演劇、人形浄瑠璃の作品である。

事件は、元禄十四年（一七〇二）三月十四日、江戸城本丸御殿の松の廊下で起こった「刃傷事件」（播磨国赤穂藩主・浅野内匠頭が、吉良上野介に切り付けた）を発端とする。浅野内匠頭は加害者として、五代將軍徳川綱吉の裁断によって即日切腹となり、同家は絶家となる。以後、浅野内匠頭の家臣らは、筆頭家老・大石内蔵助を中心として、主君の弟・浅野大学による家名存続を願うも叶わず、翌元禄十五年（二七〇二）十二月十四日の夜、吉良上野介の江戸屋敷を襲って、主君の仇・恨みを晴らした、いわゆる「討入」を頂点とする事件である。大石以下の浪士らは、元禄十六年（一七〇三）二月四日切腹し、主君内匠頭と同じく泉岳寺に葬られる。

宝永七年（二七一〇）九月、徳川綱吉の一周忌法要の大赦によって、弟大学が幕府の旗本に加えられ、赤穂浅野家の再興が叶う。人形浄瑠璃が赤穂事件を取り上げたのは宝永七年が最初で、竹本座では近松門左衛門作『兼好法師物見車』『碁盤太平記』の二部連作、豊竹座では紀海音作『鬼鹿毛無佐志鑑』を嚆矢とする^②。

続いて「赤穂事件」を脚色した作品としては、享保十七年（二七三二）一月豊竹座初演、並木宗助・小川丈助・安田蛙文の合作による『忠臣金短冊』が三作目となる。

四作目が『仮名手本忠臣蔵』で、寛延元年（二七四八）八月十四日初日、大坂道頓堀竹本座での初演である。作者は、並木千柳（並木宗輔）、三好松洛、竹田出雲（二代。親方出雲・定雄^③）である。

外題の「仮名手本」^④はいろは四十七字であって赤穂浪士四十七人を象ることや、大序の本文に曰く、新田義貞の「死骸の傍に落散たる兜の数は四十七。」（忠式ウ^⑤）であること、あるいは第六「財布の連判」の本文に「金」の文字を四十七回用いることなど、とかく四十七士に因むことはよく知られた点であると思うが、もつとも肝心な指摘だと筆者が考えるのは、本作の初演が討入から数えの四十七年目であるという点である^⑥。討入から四十七年目の初演であるとみた場合、初日が（八月であるとはいえ）、「十四日」であることも偶然ではなく、浪士の主君・浅野内匠頭の命日を選んだのだと気付くことが可能であろう。

『仮名手本忠臣蔵』の作者たちは、初演の年や初日の日といった、いわば作品の外側の情報から、観客・読者に史実の「赤穂事件」の月日を一層つよく意識させることを企図したものと筆者は考える。

右の理解の上で、作品の内部において各段の月日をどのように設定したものを捉え直して、これを本稿の目的とする。『仮名手本忠臣蔵』の作者たちが施した工夫や、先行諸作とも異なる独自の構想を指摘したい。

一、各段の作中の時間設定

『仮名手本忠臣蔵』の各段は、何年何月何日と設定されたものなのか。これまで明確に指摘した例をみないので、以下各段ごとに前後の段との関係や、そもそも何月何日と設定したものであるのかを説明する。このため、作中の時間および場所に関する本文を抜粋したものが、次頁以下に掲げる「表1 浄瑠璃本『仮名手本忠臣蔵』各段の段名と、作中設定時間・場所一覧」である。月日に関しては丸数字、場所については「」内の通し番号を添えて引用するので、適宜参照されたい。

まず大序「鶴岡の饗応」は、暦応元年（二三三八）二月二十九日と考証する。^①「頃は暦応元年二月下旬」と述べるものの、第二「諫言の寝刃」で、桃井家の中間らが大序の出来事を、^③「きのふ鶴岡で。是の旦那若狭助様。いかふぶ首尾で」云々と述べるので、大序と二段目は前日翌日の関係と知られる。続く二段目は月が改まって^②「弥生」三月なので、大序は二月二十九日、二段目は三月一日となる。

第二「諫言の寝刃」で、塩治判官の使者・大星力弥が^④「明日は官領直義公へ未明より相詰」「判官若狭助両人は。正七ツ時に急度御前へ相詰よ」と高師直の伝言を述べ、また若狭助が加古川本蔵に

^⑤「明日は最早了簡ならず。御前にて恥面か、せる」と打ち明けることから、二段目と三段目も前日翌日の関係と知られる。これによって第三「恋歌の意趣」は、三月二日朝の出来事と判る。

第四「来世の忠義」は、作中に特定し得るのは、^⑨「名有桜を取寄」ることの可能な季節、すなわち春三月である、ということばかりである。大序・二段目・三段目は連続する三日間の出来事であったが、この日まで塩治判官が閉門蟄居した日数が定かではなく、四段目の日を特定できない。しかし本文に日付を特定しないのは、史実の浅野内匠頭が切腹した三月十四日を、観客や読者に本文の外側に暗示するために、敢えて作者が施した工夫であると筆者は考える。

第五「恩愛の二玉」は、七段目で寺岡吉右衛門が述べる父与市兵衛の命日が^⑩「六月廿九日の夜。」であるので、与市兵衛が惨殺される五段目は六月二十九日となる。

第六「財布の連判」は、五段目とは前日翌日の関係である。五段目の出来事を、勘平は^⑪「夕べ鉄砲で打殺した」、^⑫「夜前弥五郎殿の御目にかゝり。別れて帰るくらまぎれ山越猪に出合。」と、前夜とする。また一文字屋も、与市兵衛との交渉を^{⑬⑭}で「夕べ」として、前日の夕方として一致する。六段目は五段目の翌日、七月一日となる。

第七「大尽の鉈刀」は、作中に特定し得るのは季節が冬であるというばかりである。冬だというのは由良助の詞・^⑮「炉の炭もついでおきや。」から、風炉を仕舞い、炉開きが済んだあとであることが知られるためである。炉開きは江戸時代、被支配階層では十月の中の亥の日にするものとされた。^⑯ 暦応元年の場合、十月二十日がこれに当たるので、十月二十日以降となる。

表1 浄瑠璃本『仮名手本忠臣蔵』各段の段名と、作中設定時間・場所一覧

段数	章題	段名	文楽現行段名	作中月日	月日に関わる本文	場所に関わる本文
(無記)	鶴岡の饗応	鶴ヶ岡の段(天源・加清)	鶴が岡兜改めの段 ／恋歌の段	2月29日	①頃は暦応元年二月下旬。(忠彦オ5)	〔01〕鶴が岡八幡宮(忠彦ウ1)、〔02〕馬場先(忠彦ウ5)
第弐	諫言の寝刃	桃井館の段(天源・加清)	桃井館力弥上使の段 ／桃井館本蔵松切の段	3月1日	②空も弥生のたそかれ時。(忠彦オ5)、③きのふ鶴が岡で。是の旦那若狭助様。いかふぶ首尾で有たげな。(忠彦ウ4)、④明日は官領直義公へ未明より相詰申答の所。定て御客人も早々にお出あらん。然れば判官若	〔03〕桃井若狭助安近の。館(六オ5)

一、本表は、『仮名手本忠臣蔵』各段の作中に設定するところの時間・場所を一覧することを目的に作成した。

一、「段数」には、通し本(初板七行本)の各段冒頭に記す内容をそのまま採用した。

一、「章題」には、初演番付に記載された(浄瑠璃本には記載されなかった)各段の標題をそのまま採用した。

一、「段名」には、大坂板五行本が記載するところの段名を採用した。段名のあとの()内に、典拠とした本の板元名を、次の略称を以て示した。天源Ⅱ天満屋玉水源治郎、紙与Ⅱ紙屋岡与右衛門、加清Ⅱ加島屋加島清助、竹清Ⅱ加島屋竹中清助、久栄堂Ⅱ千葉久栄堂。

なお段名は、通し本・初演番付には通常記されず、抜き本の刊行に際して命名されるものであることを指摘しておく。

一、「文楽現行上演段名」は、昭和五十一年(1976)十二月東京国立小劇場文楽公演で用いられた段名を参考のために記した。

一、「作中月日」は、筆者が推定するところの作中の月日を記した。年はすべて「暦応元年」と推定するので省略した。独自の解釈を含む場合、()内に示した。

一、「月日に関わる本文」は、各段の作中に設定する月日・時間に関係する本文を、通し本(初板七行本)から抜粋した。()内に、記載の丁数、続いて丁表を「オ」、丁裏を「ウ」、さらに本文の初めの位置の行数を洋数字で示した。

一、「場所に関わる本文」は、各段の作中に設定する場所に関係する本文を、通し本(初板七行本)から抜粋した。()内に、記載の丁数、続いて丁表を「オ」、丁裏を「ウ」、さらに本文の初めの位置の行数を洋数字で示した。

	第三	恋歌の意趣	恋歌の意趣（天源・紙与・加清）殿中の段（久栄堂）	足利館大手下 馬先進物の段 ／足利館おかる文使いの段 ／足利館殿中刃傷の段 ／足利館裏門の段	3月2日	<p>狭助両人は。正七ツ時に急度御前へ相詰よと師直様より御仰。（忠九オ5）、⑤明日は最早了簡ならず。御前にて恥面か、せる武士の意地。（忠十ウ7）</p> <p>⑥正七ツ時の御登城（忠十二ウ4）、⑦一昨日鶴が岡にての意趣ばらし。我手を出さず本蔵めに言付。（忠十三4）、⑧最早明六ツ東がしらむ横雲に（忠廿二ウ6）</p>	<p>〔04〕足利左兵衛督直義公。関八州の官領と新に建し御殿の結構。：西の御門の見付の方。（忠十二ウ2）、／〔05〕奥の御殿は御馳走の。連謡の声（忠十五ウ4）、〔06〕若狭助は兼て待ツ師直遅しと御殿の内。（忠十七ウ3）、〔07〕塩冶判官。御前へ通る長廊下。（忠十八ウ7）、／〔08〕走帰つて裏御門。（忠廿ウ7）</p>
	第四	来世の忠義	塩冶館の段（天源・紙与・加清・竹清、久栄堂）	塩谷館判官切腹の段 ／塩谷館明渡しの段	〔3月14日〕	<p>⑨鎌倉山の八重九重色々桜。花籠に生らる、花よりも。（忠廿三オ4）、⑩明暮築山の花ざかり御らうじて。御機嫌のよいお顔ばせ。それ故に自もお慰に指上ふと。名有桜を取寄て見やる通の花拵へ。（忠廿三ウ2）</p>	<p>〔09〕塩冶判官閉居によつて扇が谷の上屋敷。（忠廿三オ2）、〔10〕柳の間の廊下を伝ひ（忠廿三オ5）、／〔11〕名残おしげに見返り。く御門外へ立出れば。（忠廿九ウ7）</p>
第五	恩愛の二玉	恩愛の二玉（天源・加清）	山崎街道出合の段 ／山崎街道二つ玉の段	6月29日	<p>⑪誰水無月と白雨の。（忠三十ウ4）</p>	<p>〔12〕山崎の辺に近き侘住居。早の勘平若気の誤り世渡る堅姓細道伝ひ。此山中の鹿猿を打て商ふ種が鳥も。（忠三十ウ2）、〔13〕ム、此街道は無用</p>	

	第六	財布の連判	財布の連判（天源・紙与・加清・竹清）、勘平腹切の段（久栄堂）	勘平住家身売りの段 ／勘平住家腹切の段	7月1日	<p>⑫麦かつ音の在郷歌。(忠三十七オ3)、⑬在所はどこもかも麦秋時分でいそがしい。(忠三十七ウ1)、⑭扱夕べは是の親仁殿もいかる大義。別条なう戻られましたか。(忠三十八ウ2)、⑮是の親仁がいはるゝには。今夜中に渡さねばならぬ金あれば。今晚証文を認め。百両の金子お借なされて下されと。涙をこぼしての頼故。証文の上で半金渡し。残りは奉公人と引かへの契約。何が其五十両渡すと悦んで戴。ほたくいふて戻られたはもふ四ツでも有ふかい。(忠三十八ウ5)、⑯夕べ親仁殿に半金渡し。跡金の五十両と引かへに。娘を連ていのふといふてなれど。(忠四十オ7)、⑰扱は夕べ鉄鉋で打殺したは舅で有たか。(忠四十一オ4)、⑱夜前弥五郎殿の御目にかゝり。別れて帰るくら</p> <p>心と(忠三十ウ7)、「14」我等は此辺の狩人なるが。(忠三十一オ2)、「15」此山崎の涉場を(忠三十三オ3)、「16」身の置所白浪や此街道の夜働き。(忠三十三ウ1)</p> <p>「17」所も名におふ山崎の小百姓。与市兵衛が垣生の住家。今は早の勘平が。浪々の身の隠れ里。(忠三十七オ3)</p>
--	----	-------	--------------------------------	------------------------	------	---

入	第八 道行旅 路の嫁	第七	大尽の鉦刀	大尽の鉦刀(天 源・紙与・加清)、 一力茶屋の段 (久栄堂)	大尽の鉦刀(天 源・紙与・加清)、 の段	祇園一力茶屋 (11月13日)	まぎれ山越猪に出合。二ツ玉にて打 留。かけよつてさぐり見れば猪には あらで旅人。なむ三宝過たり。葉は なきかと懐中をさがし見れば。財布 に入たる此金。道ならぬ事なれ共天 より我にあたふる金と。すぐにはせ 行弥五郎殿に彼金を渡し。立帰つて 様子を聞ば。打とめたるは我舅。(忠 四十六オ6)	〔18〕是が由良助殿の遊び茶屋。一力 と申のでござる。(忠五十オ3)
	旅路の嫁入							
	道行旅路の嫁入 (天源・加清)							
	道行旅路の嫁 入							
	11月13日 (到着は)							
	られに笠覆ひ(忠道二ウ3)							
	殿の速夜。(忠六十二オ3)							
	雪のはだへも。さむ空は。寒紅梅 の色そひて(忠道一オ7)、 ²⁶ 空のあ							
	がの府中過。城下。過れば(同ウ4)、 鞠子川。うつの山辺の(同ウ6)、せ							
	〔駿河〕こゝろ坂。さつた峠に。(忠道 一オ7)、三保の松原(同ウ2)、する							
	がの府中過。城下。過れば(同ウ4)、 鞠子川。うつの山辺の(同ウ6)、せ							

	第九
	山科の雪転
	山科の雪転（天源・紙与・加清・竹清）、山科隠家の段（久栄堂）
	山科雪転しの段 ／山科閑居の段
	（11月14日）
<p>⑳ 祇園の茶屋にきのふから雪の夜明けし朝戻り。（忠六十五オ3）、／㉘ 当春鶴が岡造営の砌。主人桃井若狭助。高師直に恥しめられ。以の外の憤り。某を蜜に召れまつかうくの物語。明日御殿にて出くはせ。一刀に討留ると思ひ詰たる御顔色。（忠七十四ウ7）、㉙ 相手かはつて塩冶殿の。難義と成たは則其日。（忠七十五オ6）、㉚ 女房娘を先へ登し。媚諂ひしを身の科にお暇を願ふてな。道をかへてそち達より二日前に京着。若いおり</p>	
<p>との染飯（同ウ7）、案じて胸も大井川。（忠道二オ1）、島田のうさはらし。（同オ2）、〈遠江〉人しらすかの橋越て〈三河〉行ば吉田や赤坂の。（同オ）、〈尾張〉よい吉相になるみがた。あつたの社あれかとよ。七里の渡し帆を上。て（同オ7）、〈伊勢〉庄野亀山せきとむる。（同ウ4）、鈴鹿こへ。間の〈近江〉土山。雨がふる水口の葉に。いひはやす石部石場で（同ウ5）、やがて大津や三井寺の。麓を〈山城〉越て山科へ程なき。里へいそぎゆく（同ウ6）</p> <p>〔19〕風雅でもなく。しやれでなく。しやう事なしの山科に。由良助が侘住居。（忠六十五オ2）、〔20〕人の心の奥深き山科の隠家を。（忠六十七オ2）</p>	

	第十	発足の櫛笄	天 河屋の段 (天 源・加清)	〔11月中旬〕	<p>の遊芸が役にたつた四日の内。こなたの所存を見ぬいた本蔵。(忠七十五ウ)、③山科に有事隠れなき由良助。人数集めは人目有。一先堺へ下つて後あれから直に発足せん。其方は母嫁となせ殿諸共。跡の片付諸事万事何もかも。心残りのなき様に。ナ。ナ。コリヤ。あすの夜舟に下るべし。(忠七十八オ)</p>	<p>〔21〕三国一の大湊。堺といふて人の氣も賢き町に疵もなき。天河屋の義平とて金から金を設溜。見かけは軽く内証は重い暮に重荷をば。手づから見世でしめく、り(忠七十九オ)</p>
第十一	合印の忍兜	義士夜討段 (天 源・加清)	〔12月14日〕	<p>③⑤父が教へし雪折は。爰ぞと下知して丸竹に絃をかけたを兩戸の鴨居。敷居にはさんで一時に(忠九十四ウ3)、③⑥夜着蒲団のあた、まり。此寒夜にさめざるは(忠九十五六ウ7)</p>	<p>〔22〕塩冶判官高定の家臣。大星由良助是を守つて。既に一味の勇士四十余騎獵船に取乗て。苦ふかくと稲村が崎の油断を頼にて。岸の岩根に漕寄て。先一番に打上るは。大星由良助義金。(忠九十二ウ6)、〔23〕矢間千崎小寺の面々。粉力弥を始とし表門より入くく。郷右衛門と某は。</p>	

なる。このように解釈するならば、本蔵の京都到着は十一月十一日、となせ・小浪の到着は十一月十三日（本蔵到着の二日後）、十一月十四日・九段目の当日が本蔵の京都滞在四日目となつて、「役にたつた四日の内。」と理解出来よう。

第十一「発足の櫛笄」は、九段目の段切での由良助の詞に③「あすの夜舟に下るべし。」と命じられた力弥が既に堺に到着しているので、十一月十五日以降となる。ただし十段目の由良助の詞に、「猶跡荷物の義。早飛脚を以頼申。」（忠九十一オ）とあつて、堺と鎌倉の間での状通を予告するので、十段目と十一段目の間には余裕があるものと考えられるので、十一月中旬として構想したものかと推考する。

第十一「合印の忍兜」は、作中に特定し得るのは③「父が教へし雪折」、③「寒夜」から、冬であるというばかりであるが、三段目と同様に、史実の討入の日、十二月十四日を暗示する工夫なのだと筆者は考える。

史実の「赤穂事件」では、殿中刃傷から討入までは一年十ヶ月を経るが、本作『仮名手本忠臣蔵』の場合は、途中に越年したと述べる箇所はなく、また年を跨いだと解釈すべき事象も見受けられないので、暦応元年の二月から十二月までの出来事として脚色したものと理解できる。季節でいうと大序から四段目までが春、五段目が夏の終わり、六段目が秋の初め、七段目から十一段目までが冬、となる。なお時間設定を一年の枠組みに凝縮して示すことは、時代物の浄瑠璃本においては一般的な手法と理解されるものである。

二、作中時間設定を追究して新たに気付くこと

前節に述べる、『仮名手本忠臣蔵』の作中の時間設定について説名の補足をしつつ、新たに気付く点について述べたい。

第一に六段目「財布の連判」には矛盾がある。⑫「麦かつ音の在郷歌」は麦の収穫で村中から聞こえる労働歌であり、老母の詞⑬「在所はどこもかも麦秋時分でいそがしい。」はいまが麦秋であることを示すが、麦秋とは夏・陰暦四月の季語である。しかし五段目「恩愛の二玉」は、平右衛門の詞⑭「親与市兵衛殿は六月廿九日の夜。人に切れてお果なされた。」に拠つて六月二十九日であることは動かず、その翌日は大の月なら六月の晦日、小の月では七月一日であるので、⑫⑬の麦秋四月という設定は矛盾するのである。

六段目に至るまでには、四段目・塩冶館で由良助が「当所を立退。都山科にて再会し。胸中残さず打明て。評義をしめん」（忠廿九ウ）と予告した会議があり、そののち帰参を望んだ早野勘平が「蜜に様子を承はれば。由良殿御親子郷右衛門殿を始めとして。故殿の鬱憤散ぜん為。寄々の思召立有との噂。」（忠三十一ウ）をどこからか聞き込んでくるような状況が生まれる。これらの出来事が、三月十四日の四段目のあと、⑫⑬の麦秋四月までに進展したとするのは無理であろう。このため⑫⑬については除外して、月日を推定した。

物語の展開をみる。五段目で「御企の連判に御加へ下さらば」と願う勘平に対して、千崎弥五郎は企での存在を一旦は否定しつつも、先君の御廟所へ。御石牌を建立せんとの催し。併我々迎も浪人の身の上。是こそ塩冶判官殿の御石塔と。末の世迄も人の口の端にかゝる物故。御用金を集る其御使。先君の御恩を思ふ人を

撰出す為。わざと大事を明されず。先君の御恩を思はゞナ、合点か〜と。石牌になぞらへ大星の。工をよそにしらせしは。げに傍輩のよしみなり。(忠三十一オ4)

と秘密を全部明かしてしまふ。由良助の企てが漏洩するのは、実は弥五郎の軽率さによるものである。

七段目で、由良助が塩冶判官の連夜に祇園町の「名有色達を掴込。」(忠四十九オ7)んで大酒宴を催す目的は「敵へ聞する計略」(忠五十九ウ4)なのだが、そもそも遊興せねばならなくなった——敵討の意志を否定してみせざるを得なくなった——理由は、「先君の御恩を思ふ人を撰出す」勧誘の過程で秘密が漏洩してしまったからである。

七段目で由良助の本心を疑う、いわゆる三人侍は、「矢間十太郎。千崎弥五郎。竹森喜多八」(忠五十九オ6)であるが、秘密の漏洩者である弥五郎自身が「いかふ遊びに実が入過まして。合点がまいらぬ。」(忠五十九ウ4)と由良助を疑う。

七段目では三人侍に同じく、斧九太夫も来合わせる。同日となるのは偶然でなく、この日が②「明日は主君塩冶判官の御命日。取わけ連夜が大切」であるから。連夜に由良助がどう振る舞うのかを見定めることで、彼の本心を見抜くことが出来るためであった。

ここにもうひとり七段目で由良助の挙動を窺った人物があったというのが新たに気付く点で、それは虚無僧姿の加古川本蔵——ただし舞台上には登場しない——である。

本蔵の京都滞在が四日間であることは、七段目で由良助の「一茶屋での遊興が⑩「由良様は三日以来吞続け。」とされたことと関連する。本蔵は、由良助の三日間の遊興のその一部始終を見届けていたのである。

同志・三人侍も敵・九太夫も、遊興の三日目最終日・塩冶判官の連夜を利用して由良助の真意を見抜こうと図るが、加古川本蔵だけが、由良助の計略の全貌を予想して——鎌倉の桃井家を去って来るのであるから、京都に到着する以前に由良助の行動を予測していたと考えられる——、遊興の一日目からずっと見守っていた、と作者は物語の背景に書き込んでいる。この点を以て、本蔵を由良助の真の理解者として作者は造型しているといえるであろう。

新たに気付く第三の点は、山科に降った雪についてである。七段目と九段目を連続する二日間・前日翌日の関係と捉えると、七段目には無かった雪が、一夜の内に九段目に降ったと考えることになる。九段目で由良助は、徒歩で帰宅した。前夜に七段目で力弥へ命じた「其方は宿へ帰り。夜の内に迎の駕」(忠五十四オ2)の行方が気になるが、駕籠は身請したおかるを乗せてしかるべき方へ送ったものであろう。

九段目の雪が一夜の内に降り積もったと捉えると、由良助の語る「遊所よりの帰るさ。思ひ寄たる前裁の雪持竹。兩戸をはずす我工夫。」(忠七十七ウ2)は、前々から考えていた事柄なのではなく、当日の朝に思い付いた頓智であった、と読むことができる。

そもそも討入の当夜に、鎌倉の師直屋敷に雪があるとは限らず、雪を前提とした対策・方法だけでは、不充分であろう——結果的には史実の通りの雪の夜であるため、雪持竹の計略が応用できたのであるが——。しかるに本蔵が「くるしき打忘れハ、アしたり〜。計略といひ義心といひ。かほどの家来を持たながら」(忠七十七ウ3)と、苦しい息の下で過剰なほどに絶賛するのは、本蔵自身も雪が一夜に積もったことを知っていて、兩戸を外す工夫を由良助が思い付いた

のは今朝だと直ちに理解するからだ——四日間の天候を肌身で感じているから——と筆者は推考する。由良助の智力ならば臨機応変に切り抜けられるであろうと本蔵は確信できたことの喜びが、右の讚辞なのだと解釈するのである。

三、先行作と異なる独自の構想

本節では、赤穂事件を描いた浄瑠璃本の先行作との比較を通して、『仮名手本忠臣蔵』の独自の構想を明らかにしてみたい。

31頁に掲げる「表2」「忠臣蔵」物の浄瑠璃本の各種設定一覧に、世界設定や主要な人物・月日などについての作中の設定を書き出したので、適宜参照されたい。

第一に『仮名手本忠臣蔵』は、刃傷事件を史実に同じ三月の出来事として脚色した最初の作品であった。

近松作『兼好法師物見車』では、刃傷事件に相当する場面は、上之巻・京都清水寺に高師直が催す涼みの会で、劇中劇「和田酒盛」の一場面に、曾我五郎役の塩治判官が和田義盛役の高師直に乗りかかる姿として描く。月日は「ころはみな月十日余り」とあつて、六月中旬、季節は夏である。海音作『鬼鹿毛無佐志鑑』・宗助作『忠臣金短冊』とともに初段・鎌倉足利政知の御殿で、小栗判官が横山郡司へ刃傷に及ぶ。両作とも月日は不明で、『鬼鹿毛無佐志鑑』は季節も不明、『忠臣金短冊』の季節は春である。

次に討入についてみる。近松作『碁盤太平記』は、鎌倉の師直屋敷を襲うのは「文和三年そらさへて冬もなかば」、仲冬・十一月の某日という設定である。

『鬼鹿毛無佐志鑑』では、横山の屋敷の所在地は明示されぬものの、第三で片桐源五が「奉公の口あつて東国へ下ります。」と語ることから、やはり敵の屋敷は、鎌倉にあると推定される。また討入は第五で、「比は極月すへつかた」、十二月の末という設定である。

『忠臣金短冊』では、横山の館を鎌倉桐が谷と明記するが、季節は冬と知られるばかりである。

刃傷と討入の設定をみると、史実を避け、敢えてずらしていた初期の段階（『兼好法師物見車』『碁盤太平記』『鬼鹿毛無佐志鑑』）から、次の『忠臣金短冊』の段階では月日を臘化して、刃傷の季節を春、討入の季節を冬、とすることで史実との連絡を断つたものと理解できる。『仮名手本忠臣蔵』は『忠臣金短冊』の方法を踏襲して、討入の季節については冬と明記するに留め、刃傷についてはもう一歩進んで「三月」とまで踏み込んだ点に冒険があつたと評価したい。¹⁵⁾

なお『忠臣金短冊』で赤穂浪士を「金」の文字で表象した作者と、『仮名手本忠臣蔵』で六段目に「金」の文字を四十七回書き込んでみせる作者は、同一人物であろう。月日の臘化、「金」文字での表象という両作の共通点は、並木宗輔（『忠臣金短冊』の並木宗助、『仮名手本忠臣蔵』の並木千柳）の工夫であると推定する。¹⁶⁾

大序の冒頭に①「頃は曆応元年二月下旬。」と謳って、二月二十何日の内に二段目・三段目がさも進行するように誤誘導した上で、さり気なく二段目冒頭に②「空も弥生の」と滑り込ませて、かつ大序・二段目・三段目・四段目について日付だけは決して明らかに述べないなど、踏み込み方は周到だと筆者には感じられる。

この細心さの一方で『仮名手本忠臣蔵』の作者は、刃傷の場所を初めて「07」「長廊下」（忠十八ウ7）と設定する冒険に挑む。三段目

No.	作品名	世界	大石内蔵助	浅野内匠頭	吉良上野介	泉岳寺	刃傷の場所	切腹	刃傷の日	討入の日
I	兼好法師物見車 碁盤太平記	太平記	八幡六郎 大星由良之介	塩冶判官	高師直	光明寺	京都清水寺・舞 台	後日	六月中旬	十一月
II	鬼鹿毛無佐志鑑	小栗判官	大岸宮内	小栗判官	横山郡司	藤沢寺	鎌倉足利政知の 御殿・座敷	即日	未詳	十二月末
III	忠臣金短冊	小栗判官	大岸由良之助	小栗判官	横山郡司	藤沢寺	鎌倉足利政知の 浜御所・大広間	即日	春	冬
IV	仮名手本忠臣蔵	太平記	大星由良ノ助	塩冶判官	高師直	光明寺	鎌倉足利直義の 御殿・長廊下	後日	三月	冬
V	いろは蔵義臣整	小栗判官	大岸由良の助	小栗判官	横山郡司	藤沢寺	鎌倉足利政知の 御所・長廊下	即日	三月	冬
VI	太平記忠臣講釈	太平記	大星由良之助	塩冶判官	高師直	光明寺	鎌倉足利直義の 御殿・長廊下	即日	三月十五日	未詳

表2 「忠臣蔵」物の浄瑠璃本の各種設定一覧

は足利直義の新御殿の、屋外・西の御門、屋内・御殿の長廊下、屋外・裏門へと場面を設定する。西の御門の時刻⑥「御饗応の役人衆。正七ツ時の御登城」から、裏門の段切では⑧「最早明六ツ東がしらむ横雲に」とあるまでの一刻、およそ二時間の間に進行した出来事

として脚色する。三段目冒頭・西の御門いわゆる進物場・文使から、中段・長廊下いわゆる喧嘩場への時間経過を印象付けるのが、奥御殿から聞こえてくるという設定の、謡曲『高砂』である。
おかる登場の直前の、「奥の御殿は御馳走の。連謡の声」播磨がた。

一、本表は、「赤穂事件」を脚色する、いわゆる「忠臣蔵」物の浄瑠璃本の基本的な設定を一覧することを目的に作成した。

一、「作品名」は、通し本（大字本初板）の内題を採用した。

一、「世界」には、各作品が時代設定として利用した物語を記した。

一、「大石内蔵助」「浅野内匠頭」「吉良上野介」「泉岳寺」「刃傷の場所」は、史実の名称に該当する作中の人名・場所名を記した。

一、「切腹」には、浅野内匠頭に該当する作中人物が切腹した日が、刃傷の日と同じであるか否かを示した。

一、「刃傷の日」「討入の日」には、作中に設定する月日・季節を記した。

高砂の浦に着にけりく。』うたふ声々門外へ。風が持くる」(忠十五ウ4)とあるのは、『高砂』の前場冒頭の次第が聞こえ、いま演奏が始まったというところである。次におかると勘平の耳に聞こえた謡は「『せうこんによつてこしをすれば。』」(忠十七ウ1)とあって、これは『高砂』後場の一声の本文「松根に倚つて腰を摩れば」である。喧嘩場の冒頭には「協能過て御楽屋に鼓の調太鼓の音。」(同右)とあって、『高砂』の演奏が終わったと知られる。

謡曲『高砂』自体が、〈高砂の松〉(相生の松)を主題とした曲であって、『仮名手本忠臣蔵』の作者には当然、イメージとしての松を利用する意図があるろう。右の一声の本文をひらかなに開くのは筆禍を避ける工夫と考えるが、「06」若狭助は兼て待(忠十七ウ3)や、「待共しらぬ。師直主従」(忠十七ウ4)からは音通としての「松まつ」を連想させることで史実の「松の廊下」を描いたものと解釈できよう。

どこまでも江戸時代当時の〈現代〉を描くことを禁じられた封建社会にあっては、史実そのものを上演することは禁忌である。故にこそ、史実の赤穂事件を、竹本座では「太平記」(室町幕府・初代将軍足利尊氏、豊竹座では「小栗判官」(室町幕府・八代将軍足利義政)、世界へ置き換えて脚色したのであるが、その大前提を置いた上で、なお浄瑠璃本の作者たちはどうにかして史実に肉薄しようとした。その試行のあとには、刃傷と討入の季節・月日の設定の変遷として辿ることができると筆者は捉える。こうした史実の時・所を具体的に書き込んでいくことは実録化、ドキュメンタリーの手法であるが、『仮名手本忠臣蔵』は先行作『忠臣金短冊』の達成の上に、さらに討入から四十七年目という年において、浅野内匠頭の命日である十

四日を初日とすることで、作品の外側の情報を含めて史実の「赤穂事件」の月日を初めて描き込むことに成功した作品なのだ、と評価するものである。

なお『仮名手本忠臣蔵』の独自の構想としてはほかに、刃傷と切腹を他日に分けた点がある。ただし『兼好法師物見車』では、上之巻・清水寺「和田酒盛」での暴力的な衝突ののちに、

かうの師直よこしまの恋にいこんをふくみ。塩治判官ぎやくしんと将ぐん家へさんげんし。討手向へば我つまも。しよせん鎌倉におち下り申ひらかん為。きのふあづまにおもむき給へば師直をつかけ上意と偽りつめばらきらせ

と塩治判官の妻が語る(中之巻・兼好法師の庵)ように、將軍家への讒言、討手、鎌倉へ退去、途中で切腹、という経過を辿るので、清水寺と同じ日の出来事とは考えられない。『兼好法師物見車』は史実の即日切腹を採らないのであるが、『仮名手本忠臣蔵』は竹本座の脚色方法として太平記を選ぶことと同時に、刃傷と切腹を他日に分けるという点も継承したものである。即日切腹という史実を離れることによって、主君塩治判官と家老大星由良助が息ある内に対面するという劇を独自に描き得たのであるが、この点は、本誌の内山美樹子氏の御論考に拠りたい。

まとめにかえて

以上、『仮名手本忠臣蔵』の作中時間設定をめぐって、一節には筆者の考える各段の作中の時間設定を述べ、二節には考証の補足説明と作中時間設定を追究して新たに気付いた点についてまとめた。

また三節には、先行作と異なる『仮名手本忠臣蔵』における独自の構想について述べた。まともにかえて近年『仮名手本忠臣蔵』の初板本の刊行日が判明したので、ここに報告したい。

浄瑠璃本（通し本。いわゆる丸本）は多く、初演興行の初日の年月日を記載することから、初日に開板・刊行したものとされてきたが、諸本に残る刊行日についての書き入れを根拠として、初日と刊行日の隔たりを計算して、平均値を求めた。拙稿「浄瑠璃本の刊行日」において指摘したところであるが、結果、初日からおよそ五十日ほどのちに初板されたものと判明したのである。

また『仮名手本忠臣蔵』の刊行日については、『増補浄瑠璃大系図』「陸奥伊太夫」初代竹本此太夫のちの豊竹筑前少掾条と、『浄瑠璃譜』の伝える忠臣蔵騒動に関する記述に基づき、

『仮名手本忠臣蔵』大字本の刊行は、十月になってから、と推定できる。八月十四日の初日から数えて、一ヶ月半以上もあと、およそ五十日後となる。

と推定していた。

浄瑠璃本の収集家・西村公一氏御所蔵の『仮名手本忠臣蔵』初板初摺本の終丁裏・年記の左に、「十月五日本出」と墨書がある。八月十四日の初日から数えて、十月五日はまさしく五十日目であった。

これまで判明している刊行日について平均値を求めた場合、五十何日という数値となるのだが、「浄瑠璃本のベストセラ―」¹⁹第一位の残存点数を誇り、名実ともに義太夫節・人形浄瑠璃文楽の代表作である本作『仮名手本忠臣蔵』の刊行日が初日後五十日目であったことに驚いたが、これを以て、浄瑠璃本の刊行日は初日後五十日である、と断言して良いように考える。

本稿の付表「浄瑠璃本『仮名手本忠臣蔵』各段の段名と、作中設定時間・場所一覧」は、竹本駒之助師・鶴澤津賀寿師が『仮名手本忠臣蔵』九段目切「山科隠家」を九一段で演奏した二〇一五年の次の二公演に際して、筆者が解説資料に作成したものを基礎とする。

①二〇一五年二月二十一日（土）・二十二日（日）K A A T竹本駒之助公演第四弾『仮名手本忠臣蔵』九段目切「山科隠家の段」（K A A T神奈川芸術劇場）。②二〇一五年十一月二十八日（土）京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター第四十三回公開講座「義太夫節の精華―竹本駒之助 九段目を語る―」（京都市男女共同参画センター・ウィングス京都）。

②の公演記録映像DVD『義太夫節の精華 竹本駒之助九段目を語る』（京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター、二〇一六年六月三十日）の添付する解説資料にも同名の付表を記載するところであるが、一部異なる点がある。本稿を以て、筆者の現在の見解としたい。

注

- (1) 『国史大辞典』第1巻（吉川弘文館、一九七九年）は、「赤穂事件」として立項する。
- (2) 祐田善雄氏「『仮名手本忠臣蔵』成立史」参照。同氏著『浄瑠璃史論考』、中央公論社、一九七五年所収。
- (3) 元祖出雲の名を清定、親方出雲の名を定雄とみることにについては、拙稿「山本九右衛門の高麗橋二丁目への移転時期と、署名「付説 竹田出雲掾清定」の初出資料」（拙著『浄瑠璃本史研究』八木書店、二〇〇九年所収）、および拙稿「補説二 竹田出雲掾清定について」（拙編『近松浄瑠璃善本集成』第四巻（クレア出版、二〇一一年所収）参照のこと。

(4)

日本芸術文化振興会HP「文化デジタルライブラリー」▽舞台芸術教材で学ぶ▽文楽▽「文楽編 仮名手本忠臣蔵」▽背景を知る▽「史実から創作へ」『仮名手本忠臣蔵』という名の由来」に、「仮名手本」は、江戸時代の寺子屋で使う、文字の読み書きのお手本です。「いろは四十七文字」と「赤穂藩浪人四十七人」が同数であることからの技巧です。」と説く。川口節子氏監修・執筆。二〇一四年。

(5) 八代竹本綱太夫著『芸談かたつむり』（布井書房、一九六六年）所収の「六ツ目「勘平住家」」に、次の指摘がある。

この六ツ目には「金」という文字が四十七も出てきます。これはすでに私の師匠もどこかでお話しになっていたように思いますが、端場の「身売り」には二十字、切場には二十一字、合計で四十七もあります。ということは赤穂の四十七士を当てこんだ作者の洒落ではないかと想像されます。茶谷半次郎著『山城少掾聞書』（和敬書店、一九四九年）の、「院本作者の味噌」では、昭和二十三年（一九四八）四月大阪四ツ橋文楽座『仮名手本忠臣蔵』興行で山城少掾が六段目を勤めた際の出来事として、次の記述がある。

綱太夫がどこかで聞いてまゐりまして、六段目の文章に金という字が四十七使つてあるといふんです。さういはいはれてみると私も、聞き流しにしてをりました。若い頃、なんでも松葉屋（現広助）だつたかの家に、そんなことを書いた昔の本があると聞いたことを憶ひ出しました。恰度私に六段目をやることにもなつてましたので、さつそく宅へ帰つて調べてみますと、なるほどある。身売りの「娘の年も丸五年、給銀は金百両」から始まつて「今夜中に渡さねばならぬ金有れば」「今晚証文を認め百両の金子お貸しなされて下され」「証文の上で半金渡し」「夜道を一人金持つて」という具合に、拾つてゆくと五月蠅いほど金といふ字があつて、段切前の「首にかけたるこの金は」がしまひでキツ

チリ四十七字あるんです。これには感心しました。こんなに沢山金という字が使つてあるのに、今までなんの気なしに、語るはうもスラスラ語つてゐれば、聴くはうでもいつかう耳障りにならないなんていふのは、まったく作者の腕でせうな。

文中の松葉屋・五代豊沢広助が所蔵したという「昔の本」の詳細は不明であるが、「六段目の文章に金」という字が四十七使つてある」という伝承が斯界に行われていたことは確かである。

(6)

諏訪春雄氏「忠臣蔵の深層——日本人の劇観念——」（『国文学 解釈と教材』特集「忠臣蔵・日本人の証明」學燈社、一九八六年所収）は、「内匠頭の刃傷から四十七年目に「仮名手本忠臣蔵」が登場してくる。」と述べる。また服部幸雄氏「仮名手本忠臣蔵とその時代」（同氏編著『歴史と古典 仮名手本忠臣蔵を讀む』（吉川弘文館、二〇〇八年所収）は「初演の寛延元年（一七四八）が、史実の刃傷事件から数えてちょうど四十七年目に当たっていたのは、まったくの偶然とはいへ奇しき縁というべきであろう。」と述べる。満で数えた場合には確かに刃傷事件を起点とすることになるが、近世期・江戸時代においては、数えで積算するものであろうから、刃傷事件から四十七年目と捉えるのは適當ではない。

『日本名著全集』『浄瑠璃名作集』下巻（日本名著全集刊行会、一九二九年）の、黒木勘藏氏「解題」に「元禄十五年の討入り丁度四十七年に當つて作られたのが、「仮名手本忠臣蔵」である。」と述べられたように、討入を起点として考えるべきである。

(7)

以下、月日および月の大小については、湯浅吉美氏編『増補日本暦日便覧』上下巻（汲古書院、一九九〇年）の、「暦応元年／延元3年」項に拠る。

(8)

被支配層においては炉および炬燵を使用することは、初冬十月中の亥の日からとされたもの。近松作・享保五年（一七二〇）初演『心中天の網島』中之巻「紙屋」に、「おと、しの十月中の

るの子にこたつ明た祝義とて。」とあるなど。

- (9) 『仮名手本忠臣蔵』の先行作は、浅野内匠頭の切腹・御家断絶の次の段を翌年と設定して、史実に同じく二年に跨がって脚色していた。『碁盤太平記』では寺岡平右衛門の詞に「去年殿様めつばうと聞より」とあって、明確に前年翌年の関係と判る。『鬼鹿毛無佐志鑑』第五・大岸宮内の詞「とし比心をつくしたる」、『忠臣金短冊』第五・大岸力弥の詞「先年殿中けんくはの節。」の場合も、越年したことは確かである。

- (10) 刊年未詳『楽しみさうし』は、大坂の板元・綿屋喜兵衛の刊行になる縦十七種ほどの小冊で、年代記や見立番付など雑多な内容を、経本様の折本に仕立てたものである。見開き十面、二十数面を一編として、五編を一組として販売したらしいが、現存本間には異同が大きく、刊行のたびに組み合わせが変動したと考えられる。ここでは早稲田大学中央図書館所蔵本（請求番号 W06-00525）で説明する。題簽「たのしみ草昏 参」とある三編に、「あたり狂言穴さがし」五枚、「浄瑠璃文句穴さがし」三枚、「忠臣蔵穴さがし」十枚を収める。「穴さがし」とは作品の矛盾点や疑問点を突くことで、右はいずれも人形浄瑠璃の著名な作品を取り上げたもの。

「忠臣蔵穴さがし五編」は、「六段目口」の月日の設定矛盾について述べる。五段目を六月二十九日として、「小の月なれば翌日勤平の内にては七月朔日なり」「七月朔日頃に麦秋は余りおくれ過たり何ぼう閏の有年でも五月中旬には麦を蒔込物也 尤もつうれいの年なれば五月節句を麦秋の最中の時せつとす やまよせの在所とは言ながら強ち寒気の厳しい幽谷といふにはあらず」と記す。

またおどけ浄瑠璃『山科の跡仕舞』は「文化八年辛未二月浪花一九作」の序文から、文化八年（二八一）の刊と判る。内容は、となせ・お石・小浪が、加古川本蔵の月忌を営んで、山科を退去しよう、というもの。諸道具売り払いのために呼ん

だ道具屋元平の詞に「全体あの在所は皆のらと見へます。七月に麦かちする様な所。もふ早稲がいると。麦秋と米秋がごちや／＼に成て。」とある。麦秋設定との矛盾は、はやく江戸時代から指摘されてきていた。

- (11) 注(9)に指摘するように、赤穂事件を脚色した先行作では「刃傷事件」の次の段以降を翌年と設定したものであったから、『仮名手本忠臣蔵』でも五段目・六段目以降を翌年と設定した段階があったものかも知れない。完成稿では、越年せず、一年間という新しい枠組みへと変更されているので、「麦秋」設定は、いわば尾骸骨的に取り残された字句なのであろう。

- (12) 内山美樹子氏「『仮名手本忠臣蔵』論」（同氏著『浄瑠璃史の十八世紀』、勉誠社、一九九〇年所収）四九二頁に、五段目の千崎弥五郎について、「当面「御用金を集る其御使イ」に熱心な余り、多額の金を調達することで一味に加えられるかの如く勘平に思い込ませる返事をしてしまったのは、軽率で筋の通らぬことであった。」との指摘がある。

千崎が御用金の秘密を明かしたのは、勘平に限らず、訪問したほかの（傍輩）にも有り得たことなのだ、と筆者は考える。

- (13) 人形浄瑠璃文楽および歌舞伎の現行演出では、揃のお仕着せに赤前垂れを掛けた仲居たちとめんなない千鳥をして遊んでいる様子をみせるが、これは誤り。由良大尽の遊ぶお相手は「名有ル色達チ」すなわち揚げ代の要る芸妓・舞妓であるはずで、決して仲居と遊ぶものではなからう。

- (14) おかるは、六段目・身売の場面でも駕籠に乗せられるが、おかるに相当する実在・実際の人物に（駕籠）に関わる風説が行われたものであろうか。識者の御教示を請いたい。

- (15) 表2のVI、近松半二・三好松洛・竹田伊豆・竹田小出・筑田平七・竹本三郎兵衛の合作による、明和三年（一七六六）十月竹本座初演『太平記忠臣講釈』は、十冊物の時代物だが、年の設定を取って書き込まないという異色の作品である。刃傷は初

段で起き、二冊目・塩治判官の国元へ凶変を告げる早打の詞の中に三度「十四日」という日付を書き込む。初演興行の客席には、戦慄が走ったことと筆者は思う。

二番目の早打・矢間重太郎の詞に「十四日勅答のとき。兩人ながら配膳の御役に伺公の中。殿師直を刃傷に及び給ひ御誤極り。御預の館にて。殿は其夜御切腹」とあるので、十四日の刃傷・即日の切腹とも読めるが、八冊目「大星出立」の寺岡平右衛門の詞には、判官の切腹を「ア、其日は去々年三月十五日。」と回顧させる。仮に当局からの咎めをうけた場合に、刃傷・切腹を三月十五日と設定していると言ひ逃れるための作者の仕掛けなのだろうと考へる。

竹本座の前作『仮名手本忠臣蔵』において刃傷事件の日付に關して一種の冒険があつたことを踏まえた上で、その延長線上に工夫を凝らしたものが、近松半二らが『太平記忠臣講釈』で試みた諸設定——年を書き込まないことや、刃傷・切腹の日付を登場人物の発話だけに限る——なのだと思へる。

(16) 若竹笛躬・豊竹応律・中邑阿契の合作による、宝曆九年（一七五九）五月豊竹座初演『難波丸金鶏』は、五段統であるが世話物の作品で、世話物の通例として年の設定を持たない。

淀屋辰五郎の關所事件を描いた近松作『淀鯉出世滝徳』の改作と説かれるが、「淀屋辰五郎」を史実の名前のまま登場させ、また実在の海賊阿波の十郎兵衛や塩売の長蔵を働かせるなど、独自に創作したものである。最大の工夫は、淀屋關所と同じく五代將軍綱吉治世下に起こった、赤穂事件を取り合わせた点で、大序「鎌倉泉岳寺」では、大星由良助らが小栗判官の墓前に、横山郡領の首級を供える。これは続く「住吉叢松原」で蜘蛛助となつた斧九太夫が観た夢で、九太夫の詞に「かはつた夢を見たよなア。元祿の比。小栗判官の仇。横山を討たりし。四十七人の忠臣。」云々とあつて、小栗判官の敵討を史実の「元祿」の年号とした点に斬新さがある。脚色の主対象を離れた場合には、

史実の「泉岳寺」や「元祿」を用いることが出来る、という当時の検閲のあり方が興味深い。

(17) 「金の鶏」は淀屋の重宝であるが、九太夫は土中の金鶏の上で泉岳寺の夢をみるので、作者は赤穂事件を「金」で象徴することを、豊竹座の伝統として認識するものと理解できよう。

(18) 「太平記」「小栗判官」両世界ともに、当代徳川家と同じ、源氏の幕府を選んでいるのは、偶然ではなからう。

拙著『浄瑠璃本史研究』（八木書店、二〇〇九年）の、第一部「浄瑠璃本研究」第二章「浄瑠璃本の刊行日」を参照されたい。また同書刊行後に判明した事例については、拙稿「浄瑠璃絵尽作品名別所在目録（未定稿）——浄瑠璃絵尽研究の現在と、二三の補遺——」（『かがみ』第四十二号、大東急記念文庫、二〇一二年所収）に紹介しているのであわせて参照されたい。

右拙稿の最新の報告値としては、「最終的な価が「五三・〇九日」となり、改訂以前の「五〇・六七日」から僅かに増加した」（二二六頁）。

(19) 拙稿「浄瑠璃本のベストセラー」（『文学』「人形浄瑠璃・文楽のことばへ」特集号、岩波書店、二〇一一年所収）参照。